

平成 26 年 3 月 10 日

お客さま 各位

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

益田信用組合

当組合は、これまで、ご融資の際に個人保証をご提供いただく場合は、ご契約時に、保証に関するお客さまのご意思を慎重に確認させていただくなどの対応に努めてまいりました。

この度、平成 25 年 12 月 5 日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、および保証人のお客さまが保証債務の整理について本ガイドラインに則った整理を申立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

●本ガイドラインの詳細については、以下のURLをご参照ください。

全国銀行協会 <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>